



士別ロータリークラブ会報

創立 1960・3・24 RI第 2500 地区

Vol. 07 No. 2824

2023-2024年度国際ロータリーのテーマ

2023-2024年度R I 会長 ゴードンR.マッキナリー

2023-2024年度R I 第2500地区テーマ

ガバナー鶴見誠一郎

今こそ変わる勇気を！さあ、一歩前へ

2023-2024年度士別ロータリースローガン

【勇気ある行動で友情と奉仕の実践へ】

～ Let's begin ～



世界に希望を生み出そう

- 会 長／菊地 昭通
- 副会長／山下 卓己
- 幹 事／福島 和秀
- 例会場／士別グランドホテル
- 例会日／毎週月曜日 12:10～13:00

2500地区ホームページ <http://rid2500.jp/>

士別RC <http://www.douhoku.jp/sibeturc/>

RI ホームページ <https://www.rotary.org>

第2913回例会 2023年 8月 28日

今日のプログラム

・普通例会

前回（8月21日）の記録 ・普通例会

司 会 志村孝幸 会場監督
 斉 唱 奉仕の理想
 本日の出席 会員 44人中 出席者 28人 出席率 68.18%
 本日の欠席 大江智宣・大橋直幸・加藤博・川東久聖・神田裕教・北村浩史・國森和磨
 近藤峯世・田中道也・近井孝義・奈良康弘・深尾幸夫・前田孝幸・水田孝志
 山下卓己・大野裕一郎
 ゲ ス ト 名寄労働基準監督署 清水紘明 課長 様
 ニコニコBOX 菊池 仁会員（天塩川まつり終了御礼）
 佐藤元信会員（誕生祝い）
 菊池昭通会員（誕生祝い・孫誕生祝い）
 神田英一会員（士別九十九会バレーボールカップ全国大会予選1勝記念）
 谷村一史会員（クラーク国際・北海高校 甲子園3勝記念）★★★★★

累計 106.000

例会予定

■ 8月例会日[会員増強・新クラブ結成推進月間]

- 8月 7日(月) 夜間例会・ガバナー公式訪問
- 8月14日(月) 早朝例会
- 8月21日(月) 普通例会
- 8月28日(月) 普通例会

■ 9月例会日[基本教育と識字率向上月間]

- 9月 4日(月) 普通例会
- 9月11日(月) 普通例会
- 9月18日(月) 休会（敬老の日）
- 9月25日(月) 夜間例会

■会務報告.....菊地 昭通会長

先日のガバナー公式訪問には、会員の皆様のご協力で無事終わることが出来、大変お世話になりました。今月のロータリー月間は、「会員増強・新クラブ結成推進」です。新会員の勧誘に焦点を当てて活動する月間です。

当クラブにおきましても新会員の勧誘に関しては、喫緊の課題でありまして、委員会だけではなくクラブ会員全員で考えなければなりません。

この会員増強には、二つの側面から考えなければなりません。

一つは「人の魅力」、二つ目は「組織の魅力」です。一番大事な要素は、人の魅力だと思います。

ロータリーの4つのテストは正しく人の魅力の核となるもので、我々ロータリアンの行動の規範となるものです。信用信頼が得られている方には自ずと人が集まってくる。

このことを自分自身に置き換えて考えてみると今一度日々の行動・言動に気をつけながら精進しなければと反省しています。

ロータリアンは自分中心でなく、利他の精神を持つことが大切で自ずとその結果会員増強に繋がるのだと思います。

次に組織の魅力についてですけど活動の内容を広く理解されているかどうかなんです。

ロータリー活動の始めは、親睦と友情から始まります。そして地域社会とのつながりを深め、その発展に貢献し経験豊かな人たちとの交流を通して自分の可能性を広げたいと言う思いがあります。

また、幅広い年代と他業種の会員が所属するロータリーでは、社会的な肩書や職業が何であれ、みんなが仲間となって友情を深め、地域社会のために一緒に活動し信頼と尊重の心で世代をつなぐのがロータリーではないでしょうか。

さらに大事なものは、自分自身の魅力であって感動を持って人生を楽しみ、4つのテストを実践し職業奉仕の考えを活かした会社経営、社会への奉仕活動をしているかどうかを会員の仲間と日々の会話を通しながら楽しく学べる組織でありたいと思いますし、それが魅力あるクラブではないでしょうか。

■幹事報告.....福島 和秀 幹事

1. 8月7日のガバナー公式訪問、意見交換会に参加されました皆様、大変お疲れ差でした。無事に終了することができたこと、感謝申し上げます。
2. コーディネーターNEWS 9月号が届いています。
3. 士別市スポーツ協会より寄付のお礼状が届いております。
4. 米山梅吉記念館より館報42号が届いております。併せて、閲覧ファイル閉じておきますのでご確認ください。

結婚記念おめでとうございます！



(中山会員)

お誕生日おめでとうございます！



(菊地会員・佐藤元信会員)

■ガバナー講話・・・・・・・・・・・・ (R5.8.7)

2023-2024 国際ロータリー第2500地区

鶴見 誠一郎 ガバナー

本日は、土別市の経済界の皆様の前で「よその者」の私が色々と考え勝手にご提案やご相談させていただく内容となっております。外部から見させて頂きましたイメージや思いをもとに町の発展と貴クラブ活性化の一助になればと存じます。

あくまでも、参考にして頂けますと幸いです。

土別ロータリークラブ様と一緒に考える

地域の強み と クラブ と の 関わり

更なる発展を目指したロータリー「クラブおこし」ができないだろうか。

- ・クラブの特徴、特性、長所、取組みなど継続的に情報を発信し続ける

- ・地元を中心に範囲を広げていく(RCの楽しさを伝える行事開催等)

色々な機会を探り、第一歩を !!

農業・農村活性化計画やICT営農支援システム

土別市×サツドラ×イトイの地域活性化包括連携

テストコースや試験場として選ばれる土別市とは

観光産業の振興

(観光名所の整備やサービスの向上、多言語対応の案内やサービスの提供など。)

多言語対応と文化理解

(英語などの言語に対応し、外国人との円滑なコミュニケーションを図る)

地域の文化・伝統の尊重

(祭りや行事、料理、冬のアクティビティなど積極的に紹介し、文化交流の機会を提供。)

地域住民の参画と理解

(地域住民への啓発活動や教育を通じて、外国人の誘致について考えてみる。)

安全とセキュリティの確保

(観光客や移住者に対する適切な安全対策を講じ、安心して地域を楽しむ環境を整える。)

例えば、これらにクラブ様が関わり、その結果として、

ロータリークラブの活発化へつなげてみる。

オーストラリア・ゴールバーン・マルワリー市 / 愛知県みよし市など。

【知識や技術の共有】

共同事業により、互いの知識や技術を共有が可能に。両地域の発展に寄与し、促進。

【経済的な相乗効果】

両企業や産業が連携することで、市場拡大や新しいビジネス機会。相乗効果が期待。

【来訪者の誘致】

互いの都市の魅力を相互に紹介し合うことで、観光客や訪問者の増加に期待。

【政治的な連携】

さまざまな問題への対応について、強力な立場を築くことが可能に。

【教育や学術交流】

学生や研究者の交流を通じて、教育や学術の発展が促進される。

交流は多くのヒントを得ることができる機会、チャンスだと考えています。

【ポリオプラスについてのご相談】

- ・ポリオについての理解を深めクラブ内で情報を共有する。

- ・ロータリー財団が掲げている寄付目標額を把握する

- ・ポリオデー(10月24日)にはイベントへ参加する

※2500地区のイベント開催内容は現在調整中

- ・END POLIO NOW の旗などを例会の会場に貼り出してみてもいいでしょうか？

【成功事例やご提案】

- ・会員のニーズや関心を把握する。

- ・会員の声を聞き、クラブの活動や方針に反映させることで、会員の満足度や参加意欲を高める。

- ・多様性を尊重する。

- ・年齢、性別、職業、文化を問わず様々な人をクラブに招待し彼らの視点や貢献を尊重して、クラブの活力や魅力を高める。

【メンターシップを提供する】

- ・自・他クラブ問わず経験豊かな先輩会員による日常的な温かいフォローを行う。

- ・多様性で様々な例会開催を慣例や慣行だけにとらわれない会員が出席しやすい例会開催方法の検討する。

【女性と若い職業人の入会促進】

- ・クラブに若い会員や女性会員がいることを知ってもらうことで、入会への関心が高まりクラブ奉仕活動にも注目が集まる。

【認知度向上のための行事開催】

「ロータリークラブ入会方法を知りたい」

そう思ってもらったり聞いてきてくれるような行事などを企画し、実施する。

【成功のための15ヶ条】

- ・クラブの長所をすべてリストにする
- ・入会候補者のリストを管理する
- ・クラブの強みを知る
- ・会員増強をクラブの最優先事項にする
- ・若いロータリアンのフレッシュな意見を求める
- ・地元のボランティアにアピールする
- ・行く先々でロータリーについて話す
- ・クラブ会員の義務リストを作る
- ・ゴールはないことを認識する
- ・奉仕を強調する
- ・入会式をお祝いする
- ・粘り強く諦めない
- ・精力的に行動する
- ・多様性を受け入れる
- ・はじめの一步(直感)を後押しする



士別ロータリークラブ様と一緒に考える

DEIの解釈について

D:多様性

自分が理解し、受け入れてきた範囲を広げてみる。

(自身のストライクゾーンの拡大)

E:公平さ

同じものを提供するのではなく、必要なものを、必要としている人に、必要な分だけ提供できるよう考えてみましょう。

I:包摂性

仲間として受け入れる(思いやり)

DEIは、目配り・気配り・心配りだと私は思います。

青少年や若者を支援する事業、一般的に、教育、福祉、保健、医療、雇用に関する施策が必要とされています。

ロータリーでは、次のプログラムがあります。

ロータリー青少年交換(15～19歳)

RYLAセミナー(継続性を考え学友会設立を検討)

貴クラブの青少年支援活動に感謝!!

青少年との関わりにつきましては、関連する保険へのご加入をご検討ください。

【ご参考までに(某市長との対談)】

今の子供達は、家に本が無い!!

～スマホ・タブレットなどの普及～

皆様これをどう思われますか?

士別ロータリークラブ様と一緒に考える。

分区と地区との連携

定期的にクラブ様の状況をお知らせ頂きます。

2～3ヶ月ごとにヒアリング

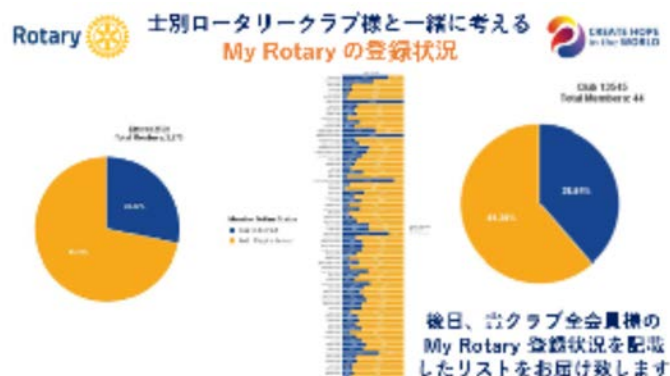
クラブ様が最近または現在どのような活動をしておられるか、また、状況でいらっしゃるのかを確認させて頂きたいと思っておりますので、ぜひご協力をお願いします。

共同に取り組むことも

クラブ奉仕サポート委員会を今年度から設けております。

ヒアリング結果によりまして助言させて頂く、または一緒に解決に取り組むことを検討したいと考えています。

ご寄付に対する私の考え



よく耳にするお話。

・寄付は志だから任意、してもしなくてもよい

・ロータリー財団は金集めのことばかり考えてる

私は、違うと思います。

・志だからこそロータリアンとして前向きに考える。

・寄付という言葉だから抵抗がある。支援はどうか、奉仕の理想に集いし友よ、直接奉仕が難しければ、直接奉仕できる者に託し、その活動費の支援する奉仕を。

皆様へ支援のご相談

年次基金 おひとり 150ドル

ポリオプラス おひとり 30ドル

毎月約2,000円、1日あたり約65円

これで目標が達成できます!!



これで目標が達成できます!!

2023年12月末までにクラブとして「寄付ゼロ」をゼロにする目標をぜひ達成しましょう。

ご理解とご対応のお願い

ポール・ハリス・ソサエティ(PHS)～毎年1,000ドルの支援をご誓約。

ポリオ・プラス・ソサエティ(PPS)～毎年 100ドルの支援をご誓約。

ロータリー財団の認証に加算されますので、ぜひご支援ください。

国際ロータリー理事会での決定

「研修」という名称は、「ラーニング」へ

「リーダー」という名称は、「ファシリテーター」へ

変更となりますので、次年度からの組織表に導入ください
これからも皆様と一緒に私の活動にも終わりはなく、地区内のクラブ会員の皆様に素晴らしいロータリーライフをお過ごしいただくため、今年度だけではなく次年度以降も一緒に取り組んで参りたい…そう思っております。引き続き、何卒宜しくお願い申し上げます。



地区のテーマ



スローガン

今こそ変わる勇気を！さあ、一步前へ

今までが良くなかったという意味ではなく、
未来のために何かを変える必要があります

活動方針

行動することに意味がある

最初からダメだと決めつけず、さまざまなことをポジティブに考え、
時には発想を転換し、自分を信じて、まずは行動してみる（一步前へ）



皆様へ感謝



・今年度、地区ガバナーを務めさせていただきますこと

・本日は、公式訪問例会の場を設けていただきましたこと

心より感謝申し上げます

■ゲスト卓話……………名寄労働基準監督署

清水紘明 課長 様



皆さんこんにちは、名寄労働基準監督署 監督課長をしております清水です。、本日は短い時間ではありますが、よろしくお願いいたします。

特に5点に絞ってお話させていただきます。1点目 年次有給休暇についてです。2019年4月から年次有給休暇が年5日は取らせなければなりません、

どうしても法律上決まっておりますので何とか5日を取らせるという前提で運用をいただければと思っております。資料の14ページに計画的付与制度計(画年給)という制度がございます、事前に労使協定を締結し、10名以上労働者がいるところは就業規則の中に規定いただくことで、計画的に扶養できる5日というのは、労働者が自由に取得できます、これは年に11日扶養される労働者の方で、最低限5日間は労働者の方が自由に自分のタイミングで取れるというのを確保した上で、それ以外の日数については、労使協定及び就業規則の中で何月何日に取らせますという計画的に取らせる制度がございます。こちらをどうぞ活用してください、さらに18ページに実際どのように計画年休を導入するかという事が細かく記載されてますが、10名以上労働者がいる会社は就業規則がございますので、就業規則の中に規定し、労働者の意見を聴取していただいて、監督署の方に届け提出下さい、一方10人未満の会社は就業規則の作成義務はございませんが、労使協定を締結しそれを労働者に周知して下さい、19ページに実際にその労使協定の例が記載しておりますので、参考にして下さい。

2点目は割増賃金についてです、残業というのは必ずどの会社もございますが、割増賃金の計算方法は結構難しいところがございます、手当の中でも、割増賃金を計算するときに基礎単価に入れる入れないというのが毎回悩ましいところです、住宅手当は、名称としては割増賃金を計算するときに基礎から除いてもいいのですが、基礎から除くということは、時間単価が低くなる事でご理解して下さい。

さらに具体例、除外できる例、除外できない例というものがございます。

住宅手当は、住宅に要する費用に応じて算定される手当を住宅手当といい、名称が住宅手当であっても実態が伴っていない場合、住宅手当としては認められないので、結果的に割増賃金の基礎に入れなければならないという話をよくさせていただきます。

除外できない例として、住宅の形態ごとに一律に定額で支給するもの、賃貸住宅居住者には2万円、持ち家居住者には1万円を支給する場合、費用に応じていないので、これは住宅手当として認められません。

除外できる例として、賃貸住宅居住者には家賃の一定割合、持ち家居住者にはローン付き額の一定割合を支給する場合は除外できます。

3点目が変形労働時間制というものです。

1ヶ月単位の変形労働時間制の導入の手引をご覧ください、簡単に言いますと1日8時間、週40時間は法定労働時間として決まっております。

ただ会社の業態によっては夏が忙しく冬が換算期であるという場合、一律週40時間に設定した夏場の残業時間がすごく多くなり、それが通年わかるのであれば、夏に所定時間を長くして、冬は所定を短くして年間で平均して40時間以内に所定を設定するというのが変形労働時間制です。

ただ変形労働時間制を1年を通じて平均して変形制を捉えている会社が実際多いです、ですが変形労働時間制を採用したときにこの残業時間をどうやってカウントするかというところで監督署の人間でも結構難しいと認識しています、

何が難しいかというと、濃い青が法定時間外労働、これは割りましに対象になる時間、濃い青がもともとの所定労働時間。それから白抜きのところが、法定時間内の所定外労働時間、これは法定労働時間を1日8時間収容時間を超えていないが、所定越になります。

法定越えであれば125%、白いところは100%、割り増ししていない、いわゆる時給が発生するところです。

これをカウントするのが非常に手間がかかります、正確にやるほど、労働者の方に支払う金額は正確になりますが、経理事務処理の時間が非常にかかる、間違っている場合、カウント方法が間違っている場合が結構あります、疑問に思う事があれば監督署に相談して下さい。

考え方、カウント方法などはご説明いたします、是非お電話ください。

次4点目です。皆さんの労働時間、労働者の労働時間を把握するときにタイムカード、日報を使っていると思いますが、始業時間と終業時間は大体記録しておりますが、最終的に計算するときは始業・終業だけではなく、休憩時間も必要です。

休憩時間を一律一時間と記録されている会社もありますが、最終的に問題は本当に一時間とれているのかどうかというところですよ。

最近、休憩時間の始まりと終わりの時間も記録してくださいという話をよくしています。

もともと正確な労働時間を把握しないといけないというのは事業主の責務ですので、正確な休憩時間・休憩時刻をどうしても把握する必要が出てきます。

会社を守る意味でも、休憩時間の始まりと終わりを記録させて正確な労働時間の記録を取ってください。

それは後に労使間のトラブルが起きても双方に役立ちます。

最後5点目、これは昔からそうなんですが、労働条件通知書、雇用契約書でも特に名称は問わないんですが、契約書を一回締結いただいた上で労働者の方に渡していただいていると思います。

それが未だに渡されていない会社も現状としてございます。そうなると何か問題が起きた時に、水かけ論になってしまいます。

不要なトラブルも避けられますので、再度締結契約書を双方ご確認ください。

以上お伝えした事が名寄監督署に相談の多い項目になっています、面倒な話も多いですが、会社を守るという意味合いも多々ありますので、再確認をいただければと思います。

それ以外に建設業、運輸交通業が来年度から上限規制の時間も変更になります三六協定の様式も建設業は変更になっております、変更箇所はインターネットでも確認できますので参考にして下さい。

別途監督署にご相談いただければいつでも答えられるようにしておきますのでご相談してください。

以上で終了になります。他に何かご質問があれば、私宛にいつでもお電話ください。

ご清聴いただきましてありがとうございました。